

特記仕様書

工事名称 トイレ洋式化改修工事（本郷保育所）

工事場所 三原市本郷南五丁目

工事内容 本郷保育所のトイレの洋式化を行う。

【工事概要】

- 給排水衛生改修工事
 - 洋風大便器 3箇所
 - 洋風大便器（乳児用） 2箇所
 - 洋風大便器（幼児用） 2箇所（うち1箇所既設再取付）

準 則 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書（各 令和7年版 国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・消防法、同施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設業法、同施行令、同施行規則
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・石綿障害予防規則
- ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。

本設計図書と不整合が確認されて設計変更（増額）が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。

商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和8年3月31日をもって工期とする。

このうち検査期間として13日間を見込んでいる。（工事の完成通知予定日は令和8年3月18日。）

- 留意事項
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
 - ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
 - ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
 - ・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休日とすること。
 - ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - ・本工事は「発注者指定型」による週休2日適用工事の対象工事であり、「三原市週休2日適用工事等実施要領（建築工事）」（令和7年6月24日改定）により工事を行うこと。
 - ・工事着手前までに「週休2日適用工事」または「週休2日交代制適用工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて

提出すること。

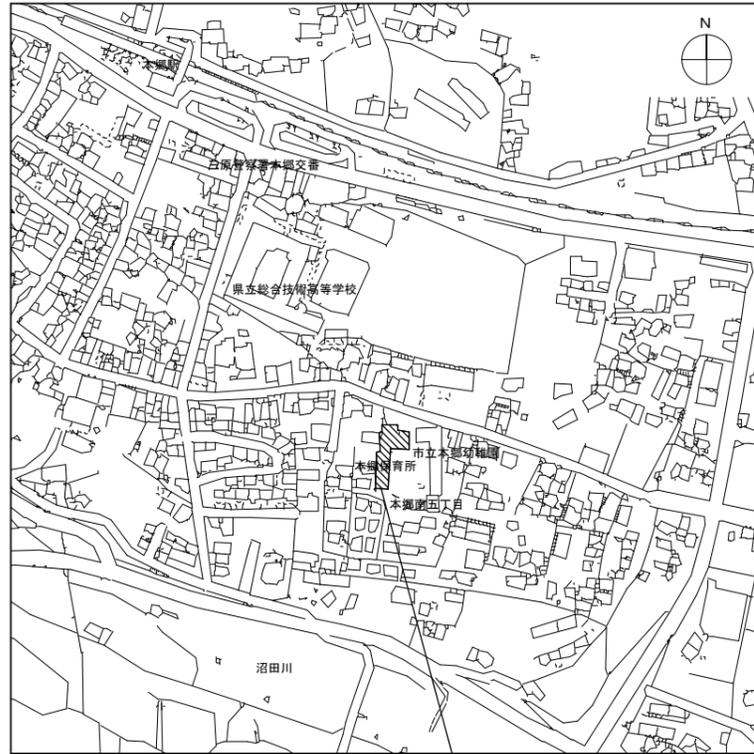
- ・「週休2日適用工事」または「週休2日交代制適用工事」である旨の表示を工事現場に設置すること。
- ・月単位の週休2日適用工事を達成できなくなった場合は、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費を減額する。
- ・本工事は居ながら工事を基本とし、必要に応じて保育士、園児等の通行制限を行うこととする。
工事の詳細については、事前に施設管理者等への説明を行って承諾を得ること。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
- ・定例会の資料は、電子データを原則とすること。
- ・受注者は各定例会の前日までに必要な資料を所定の場所に提出すること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、現状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・場内に喫煙所を設ける場合は、施設使用者と近隣住民へ配慮し、設置位置と使用方法を協議してから設けること。使用方法を作業員に周知徹底すること。
- ・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって設置、施工すること。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・石綿含有建材の調査（書面・目視調査、分析調査調査及び検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・石綿含有分析調査は試料採取と分析調査費を見込んでいる。分析は定性（JIS A 1481-1。含有の場合は、含有する層の判定も行う。）による。
- ・作業員に対して、新規入場教育時に石綿含有建材の使用位置を確認させること。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(最新版)に基づくこと。
- ・工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・品質について、社内検査員(当該工事に従事していない者)を定め、設計図書に基づき社内検査を実施し、書類等の記録に残すこと。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。（理由については、三原市内に主たるを有する業者に発注できない具体的な理由を明記すること。）
- ・製本図面（A3縮小版・二つ折り）として完成図を3部提出すること。
- ・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）

トイレ洋式化改修工事（本郷保育所）

番号	図面名	縮尺
M-00	表紙、図面リスト	—
M-01	機械設備特記仕様書（一般共通事項）	—
M-02	機械設備特記仕様書（工種別事項）	—
M-03	配置図 付近見取図 管種凡例	1/300
M-04	衛生設備 1階平面図	1/150
M-05	衛生設備 改修前後 器具表 平面詳細図（便所A）	1/50
M-06	衛生設備 改修前後 平面詳細図（便所D・E）	1/50
M-07	（建築工事） 改修前後 仕上表 建具表 便所A天伏図	1/50
M-08	（建築工事） 改修前後 便所A展開図	1/50
M-09	（建築工事） 改修前後 便所D展開図	1/50
M-10	（建築工事） 改修前後 便所E展開図	1/50
M-11	改修後 コンセント設備 便所A・D平面詳細図	1/50

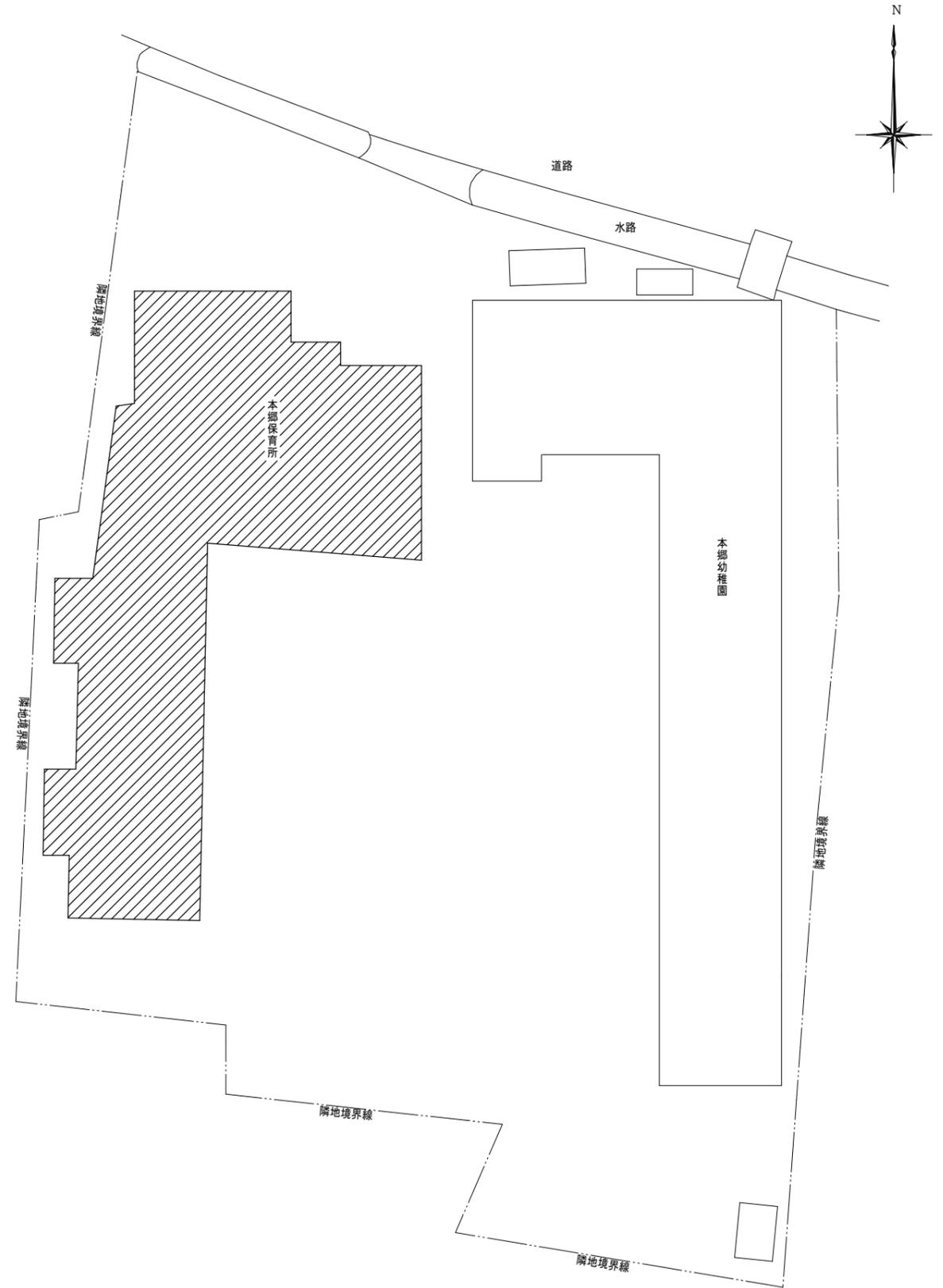
I. 工事概要等 1. 工事概要 三原市本郷南5丁目 2. 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施行令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>本郷保育所</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>地上1階建て</td> <td>734.54</td> <td>6項-(二)</td> <td>既存</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考	本郷保育所	鉄筋コンクリート造	地上1階建て	734.54	6項-(二)	既存																																																																														
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																									
本郷保育所	鉄筋コンクリート造	地上1階建て	734.54	6項-(二)	既存																																																																																									
3. 工事種目 (<input checked="" type="radio"/> 印の付いたものを適用する) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">建物別及び屋外</th> <th colspan="3">工 事 種 別</th> </tr> <tr> <th>工事種目</th> <th>保育所</th> <th> </th> <th> </th> <th>屋 外</th> </tr> <tr> <td>・ 空 気 調 和 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 換 気 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 排 煙 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 自 動 制 御 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 衛 生 器 具 設 備</td> <td>改設一式</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 給 水 設 備</td> <td>改設一式</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 排 水 設 備</td> <td>改設一式</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 給 湯 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 消 火 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ ガ ス 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 厨 房 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 浄 化 槽 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 雨 水 利 用 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 特 殊 ガ ス 設 備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ 電 気 設 備 工 事</td> <td colspan="4">電気設備工事の部による</td> </tr> <tr> <td>・ 建 築 工 事</td> <td colspan="4">建築工事の部による</td> </tr> </table>					建物別及び屋外		工 事 種 別			工事種目	保育所			屋 外	・ 空 気 調 和 設 備					・ 換 気 設 備					・ 排 煙 設 備					・ 自 動 制 御 設 備					<input checked="" type="radio"/> 衛 生 器 具 設 備	改設一式				<input checked="" type="radio"/> 給 水 設 備	改設一式				<input checked="" type="radio"/> 排 水 設 備	改設一式				・ 給 湯 設 備					・ 消 火 設 備					・ ガ ス 設 備					・ 厨 房 設 備					・ 浄 化 槽 設 備					・ 雨 水 利 用 設 備					・ 特 殊 ガ ス 設 備					・ 電 気 設 備 工 事	電気設備工事の部による				・ 建 築 工 事	建築工事の部による			
建物別及び屋外		工 事 種 別																																																																																												
工事種目	保育所			屋 外																																																																																										
・ 空 気 調 和 設 備																																																																																														
・ 換 気 設 備																																																																																														
・ 排 煙 設 備																																																																																														
・ 自 動 制 御 設 備																																																																																														
<input checked="" type="radio"/> 衛 生 器 具 設 備	改設一式																																																																																													
<input checked="" type="radio"/> 給 水 設 備	改設一式																																																																																													
<input checked="" type="radio"/> 排 水 設 備	改設一式																																																																																													
・ 給 湯 設 備																																																																																														
・ 消 火 設 備																																																																																														
・ ガ ス 設 備																																																																																														
・ 厨 房 設 備																																																																																														
・ 浄 化 槽 設 備																																																																																														
・ 雨 水 利 用 設 備																																																																																														
・ 特 殊 ガ ス 設 備																																																																																														
・ 電 気 設 備 工 事	電気設備工事の部による																																																																																													
・ 建 築 工 事	建築工事の部による																																																																																													
4. 指定部分 ※ 無し ・ 有り (工期 令和 年 月 日) 対象部分:																																																																																														
5. 設備概要 (改修の場合は既存の概要を示す。) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">空 調 設 備</th> <td>空気調和方式等</td> <td>・ 空気調和 (・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット ・ ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式)</td> </tr> <tr> <td>主要熱源機器</td> <td>・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空気調和機 ・ パッケージ形空気調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ チリングユニット ・ 吸収冷水機 ・ 吸収冷水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">衛 生 設 備</th> <td>換気設備</td> <td>・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気</td> </tr> <tr> <td>排煙設備</td> <td>・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) 適用法規 (・ 建法 ・ 消防法)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">給 水 設 備</th> <td>自動制御設備</td> <td>・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)</td> </tr> <tr> <td>給水方式</td> <td><input checked="" type="radio"/> 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">放 流 設 備</th> <td>排水方式</td> <td>建物内の汚水と雑排水 (<input checked="" type="radio"/> 合流 ・ 分流) ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無</td> </tr> <tr> <td>汚水・雑排水</td> <td>・ 直放流下水管 <input checked="" type="radio"/> 浄化槽 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">先 立 設 備</th> <td>排水槽</td> <td>・ 有 (計画容量: ㎡3) ・ 無</td> </tr> <tr> <td>給湯設備</td> <td>・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無 熱源 (・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">消 火 設 備</th> <td>消火設備</td> <td>・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 池消火 ・ 連結放水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 (・ 窒素 ・ フード等用簡易自動消火装置) ・ 無 ・ ハロゲン化物消火</td> </tr> <tr> <td>ガス設備</td> <td>・ 都市ガス 種別 (MJ / m3 N) ・ 液化石油ガス</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">備 考</th> <td>浄化槽設備</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有 (・ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無</td> </tr> </table>					空 調 設 備	空気調和方式等	・ 空気調和 (・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット ・ ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式)	主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空気調和機 ・ パッケージ形空気調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ チリングユニット ・ 吸収冷水機 ・ 吸収冷水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)	衛 生 設 備	換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気	排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) 適用法規 (・ 建法 ・ 消防法)	給 水 設 備	自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)	給水方式	<input checked="" type="radio"/> 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧	放 流 設 備	排水方式	建物内の汚水と雑排水 (<input checked="" type="radio"/> 合流 ・ 分流) ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無	汚水・雑排水	・ 直放流下水管 <input checked="" type="radio"/> 浄化槽 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹	先 立 設 備	排水槽	・ 有 (計画容量: ㎡3) ・ 無	給湯設備	・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無 熱源 (・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)	消 火 設 備	消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 池消火 ・ 連結放水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 (・ 窒素 ・ フード等用簡易自動消火装置) ・ 無 ・ ハロゲン化物消火	ガス設備	・ 都市ガス 種別 (MJ / m3 N) ・ 液化石油ガス	備 考	浄化槽設備	<input checked="" type="radio"/> 有 (・ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無																																																									
空 調 設 備	空気調和方式等	・ 空気調和 (・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット ・ ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式)																																																																																												
	主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空気調和機 ・ パッケージ形空気調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ チリングユニット ・ 吸収冷水機 ・ 吸収冷水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)																																																																																												
衛 生 設 備	換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気																																																																																												
	排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) 適用法規 (・ 建法 ・ 消防法)																																																																																												
給 水 設 備	自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)																																																																																												
	給水方式	<input checked="" type="radio"/> 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧																																																																																												
放 流 設 備	排水方式	建物内の汚水と雑排水 (<input checked="" type="radio"/> 合流 ・ 分流) ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無																																																																																												
	汚水・雑排水	・ 直放流下水管 <input checked="" type="radio"/> 浄化槽 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹																																																																																												
先 立 設 備	排水槽	・ 有 (計画容量: ㎡3) ・ 無																																																																																												
	給湯設備	・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無 熱源 (・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)																																																																																												
消 火 設 備	消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 池消火 ・ 連結放水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 (・ 窒素 ・ フード等用簡易自動消火装置) ・ 無 ・ ハロゲン化物消火																																																																																												
	ガス設備	・ 都市ガス 種別 (MJ / m3 N) ・ 液化石油ガス																																																																																												
備 考	浄化槽設備	<input checked="" type="radio"/> 有 (・ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無																																																																																												
	II. 工事仕様 1. 共通仕様 1) 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、 <input checked="" type="radio"/> 印の付いたものを適用する。 <input checked="" type="radio"/> 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版 (以下「標準仕様書」という。) ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版 (以下「改修標準仕様書」という。) <input checked="" type="radio"/> 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 令和4年版 (以下「標準図」という。) 2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。 2. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項のうち選択する事項は <input checked="" type="radio"/> 印の付いたものを適用する。ただし、 <input checked="" type="radio"/> 印のない場合は ※ 印を適用する。 <input checked="" type="radio"/> 印 <input checked="" type="radio"/> 印の場合は共に適用する。 区分 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>特 記 事 項</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般共通事項</td> <td><input checked="" type="radio"/> 1 施工図等</td> <td>施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。 中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を (・ 適用 ・ 準用) する。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 2 保安規定</td> <td>現場説明書による。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 3 施工条件</td> <td>引渡しを要するもの ・ 有 (・ 機器類 ・ 金属類 ・)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 4 工事安全計画書</td> <td>※ 無 特別管理産業廃棄物 ※ 無 再生資源化を図るもの ※ 無 (・)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 5 発生材の処理等</td> <td>石綿含有設備資機材 (ガスケット、パッキン、たわみ継手等) は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等 (石綿類を含む) の撤出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事 フロン、臭化リチウム液、残渣処理の撤出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>一般共通事項</td> <td>※ 5.1. 建設廃棄物の処理も確認すること</td> <td> </td> </tr> </table>					区分	項目	特 記 事 項	一般共通事項	<input checked="" type="radio"/> 1 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。 中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を (・ 適用 ・ 準用) する。	<input checked="" type="radio"/> 2 保安規定	現場説明書による。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。	<input checked="" type="radio"/> 3 施工条件	引渡しを要するもの ・ 有 (・ 機器類 ・ 金属類 ・)	<input checked="" type="radio"/> 4 工事安全計画書	※ 無 特別管理産業廃棄物 ※ 無 再生資源化を図るもの ※ 無 (・)	<input checked="" type="radio"/> 5 発生材の処理等	石綿含有設備資機材 (ガスケット、パッキン、たわみ継手等) は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等 (石綿類を含む) の撤出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事 フロン、臭化リチウム液、残渣処理の撤出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事	一般共通事項	※ 5.1. 建設廃棄物の処理も確認すること																																																																									
区分	項目	特 記 事 項																																																																																												
一般共通事項	<input checked="" type="radio"/> 1 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。 中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を (・ 適用 ・ 準用) する。																																																																																												
	<input checked="" type="radio"/> 2 保安規定	現場説明書による。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。																																																																																												
	<input checked="" type="radio"/> 3 施工条件	引渡しを要するもの ・ 有 (・ 機器類 ・ 金属類 ・)																																																																																												
	<input checked="" type="radio"/> 4 工事安全計画書	※ 無 特別管理産業廃棄物 ※ 無 再生資源化を図るもの ※ 無 (・)																																																																																												
	<input checked="" type="radio"/> 5 発生材の処理等	石綿含有設備資機材 (ガスケット、パッキン、たわみ継手等) は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等 (石綿類を含む) の撤出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事 フロン、臭化リチウム液、残渣処理の撤出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事																																																																																												
一般共通事項	※ 5.1. 建設廃棄物の処理も確認すること																																																																																													
一 般 共 通 事 項	<input checked="" type="radio"/> 6 環境への配慮 1) 国等による環境物品等の調達に關する法律 (グリーン購入法) に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びビスフェノールを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性 (フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く) が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスフェノールを含有しない材料を使用したものとする。 <input checked="" type="radio"/> 7 機材の品質等 1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 別表-1に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 <input checked="" type="radio"/> 8 機材の承諾図 <input checked="" type="radio"/> 9 図形表示 <input checked="" type="radio"/> 10 容量等の表示 1.1. 技能士の適用 1.2. 化学物質の濃度測定 1.3. インバーター用制御及び操作盤 <input checked="" type="radio"/> 14 総合試運転調整 1.5. 弁類 1.6. 伸縮継手 1.7. 防振継手 1.8. 絶縁継手 1.9. スリーブ 2.0. 瞬間流量計 2.1. 配管の建物導入部 2.2. ステンレス鋼管の接合方法 <input checked="" type="radio"/> 23. ビニル管の接合方法 2.4. ポリエチレン管の接合方法 2.5. 溶接配管の検査 非破壊検査 ※ 無 ・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 放射線透過検査 抜取率は 標準仕様書による % 鋼管とステンレス鋼管、鋼管と銅管は (※ 標準図 ・ 図示) による。 ポンプ及び屋外設置機器・ビット内のアンカーボルト、ナットはステンレス (SUS304) 製とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス (SUS304) 製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 溶融亜鉛めっきは ※ HDZT49 ・ HDZT70 標準仕様書による (ほか図示の箇所) による。 1) 屋内露出 (一般居室、廊下) の外装は ※ A1 ・ A2 2) 冷媒管の保温外装は 屋内露出 ・ 合成樹脂カバー (A1 ・ (イ) ・ V1) ・ 保温化粧ケース (耐水性樹脂製) 屋外露出 ・ ステンレス鋼板 (E2 ・ (イ) ・ V1) ・ 保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質 ・ 耐候性樹脂 ・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板 (溶融亜鉛めっき) 3) 標準仕様書以外で多湿箇所の適用 (※ 無) となる。 4) 全熱交換器の機器外気側ダクト (※ 給気側 ・ 排気側外壁より 1 m) は、保温 (25mm厚) する。 5) 厨房用排気ダクトの断熱 (隠ぺい部) ・ I ・ (イ) ・ D 又は h ・ (イ) ・ D ・ 行わない。 6) 共同溝の保温種別は (配管 : ・) ダクト : ・) となる。 <input checked="" type="radio"/> 28. 埋設表示 <input checked="" type="radio"/> 29. 保温 	一 般 共 通 事 項 3.0. 塗装 下記の部分を除き、原則として塗装 (標準仕様書第2編3.2による) を行う。 垂鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の垂鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー垂鉛鉄板面、垂鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等をしたもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-垂鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。 (ただし、防食塗装部分を除く) 塗装を施さない部分・箇所 ※ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 <input checked="" type="radio"/> 3.1. 足場 <input checked="" type="radio"/> 3.2. 工事用電力、水、その他 3.3. 監督職員事務所 <input checked="" type="radio"/> 3.4. 工事用仮設物 3.5. 土工事 3.6. コンクリート工事 3.7. あと施工アンカー <input checked="" type="radio"/> 38 耐震施工 設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確認に行えばよいものとする。 1) 設計用水平地震力は、機器の質量 (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量) に、地域係数 (・ 1.0 ※ 0.9 ・ 0.8) と、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 <table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>特定施設</th> <th>一般施設</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 層 階</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>水 槽 類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 間 階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水 槽 類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 階・1 階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水 槽 類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> 上層階とは地階を除く2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 水槽類にはオイルタンクを含む。 重要機器は次のものを示す。 ・ 給水機器 () ・ 排水機器 () ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災機器 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器 2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。 1) EM電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1.1による。 2) 電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。 ・ 事前調査 (監督員に報告書を提出すること) 調査内容 調査項目 ・ 改修工事関連部分 ・ 排水放流先 ・ 中央監視盤 ・ 水質確認 (SUS腐食) ※ 石綿事前調査 調査範囲 ・ 既存設備システム ・ 図示 調査方法 ・ 現地目視 ・ 既存資料調査 (貸与資料 ・ 有 ・ 無) ・ 図示 <input checked="" type="radio"/> 41 撤去工事 <input checked="" type="radio"/> 42 非破壊検査 4.3. 他工事との取合い 4.4. 天井仕上区画 <input checked="" type="radio"/> 49. 完成時の提出書類等 	設置場所	機器種別	特定施設	一般施設	上 層 階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5	屋上及び塔屋	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	中 間 階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	地 階・1 階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	一 般 共 通 事 項 4.7. 工事中情報共有システム <input checked="" type="radio"/> 48. 工事実績情報の登録 <input checked="" type="radio"/> 49. 施工計画書 <input checked="" type="radio"/> 50. 履行報告 <input checked="" type="radio"/> 51. 建設廃棄物の処理 <input checked="" type="radio"/> 52. 優先順位 <input checked="" type="radio"/> 53. 官公署その他への手続き等 5.4. 別契約の関係工事との協調 5.5. 調査への対応 <input checked="" type="radio"/> 56. 工事現場の表示 5.7. 交通誘導員 <input checked="" type="radio"/> 58. 説明板等 <input checked="" type="radio"/> 59. 工事中の補償 <input checked="" type="radio"/> 60. 工事後の補償 <input checked="" type="radio"/> 61. 完成引渡しまでの管理 6.2. 快適トイレモビル工事 	※建築工事に伴う工事の提出部数は、建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※完成図は、原則、CADにて修正を行い、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示する。 ※完成写真は、4名電子納品に含めて提出すること。 電子成果品を「営繕工事電子納品要領」(以下、要領という)に基づき作成する。 ※電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。 (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、適用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html (3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者 (以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が問い、利用料を支払うものとする。 (4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。 受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員へ提出しなければならない。 なお、途中変更時の登録が必要な場合は、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種で登録を行う。 工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。 また各種別の工事の施工にあたっては「工種別別施工計画書」を作成する。 約款第11条に規定する工事履行報告書は、営繕課で示す様式「期間別工事工程報告書」で、工程写真、状況写真を添付して月2回提出する。 (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県 (環境県民局) 及び保健所設置政令市等 (広島市、呉市、福山市) が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設 (許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設) で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等 (選別を含む) により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。 (原則、県内処分) (2) 本工事における再資源化に要する費用 (運搬費を含む処分費) は、前記 (1) に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費 (平日の受入費用) の合計が最も経済的なものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用 (単価) は変更しない。 (3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事で、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。 設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項 (追加説明、質問回答を含む) ②特記仕様書 ③設計図面 ④標準仕様書・標準図 官公署その他への手続き等 官公署その他への手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を受注者が負担する。 建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に関し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。 工事中及び完成後、下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 <input checked="" type="radio"/> ①公共事業労務費調査…工事に実施 (調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等) <input checked="" type="radio"/> ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第46条の5に定める期間内現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※ 工事名等の表示板 (900mm×600mm) ・ 工事概要等の説明看板 (900mm×600mm) 作業期間、交通誘導員を (人/日) 配置すること。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する。 ・別途工事で配置する。(工事名:) <input checked="" type="radio"/> ③ 説明書 (監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。) ・ 説明板 (監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。) <input checked="" type="radio"/> ④ 工事中の補償 <input checked="" type="radio"/> ⑤ 工事後の補償 <input checked="" type="radio"/> ⑥ 完成引渡しまでの管理 6.2. 快適トイレモビル工事 現場説明書による。 																																										
設置場所	機器種別	特定施設	一般施設																																																																																											
上 層 階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																									
	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																									
屋上及び塔屋	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																									
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																									
中 間 階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																									
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																									
地 階・1 階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																									
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																									

<p>空気調和・換気設備</p> <p>② 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 空調機用トランプ</p> <p>5. 銅板製煙道</p> <p>6. ばい煙濃度計</p> <p>7. 冷却塔</p> <p>8. ユニット形 空気調和機</p> <p>9. ファンコイルユニット</p> <p>⑩ パッケージ形 空気調和機</p> <p>11. マルチパッケージ形 空気調和機</p> <p>⑫ 集中管理リモコン ・個別リモコン</p> <p>13. オイルポンプ</p> <p>14. 地下オイルタンク</p> <p>15. オイルサービスタンク</p> <p>16. ダクト</p> <p>17. チャンパー等</p> <p>18. 吹出口・吸込口のボックス</p> <p>19. グリス除去装置</p> <p>20. 風量測定口</p> <p>21. 温度計</p> <p>22. 圧力計</p> <p>23. 定風量・変風量 ユニット</p> <p>24. 冷水水管等のエア抜き</p>	<p>1. 設計用温湿度条件</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">外気条件</th> <th colspan="4">室内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>9時</td> <td>30.9℃</td> <td>64.0%</td> <td rowspan="4">28.0℃</td> <td rowspan="4">45%</td> <td rowspan="4">℃</td> <td rowspan="4">%</td> </tr> <tr> <td>12時</td> <td>34.3℃</td> <td>52.0%</td> </tr> <tr> <td>14時</td> <td>35.2℃</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>16時</td> <td>34.7℃</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <th>冬季</th> <td>0℃</td> <td>70.0%</td> <td>19.0℃</td> <td>成り行き</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>1) 冷水・温水・冷温水 ・ 配管用炭素鋼管 (白管)</p> <p>2) 膨張・空気抜・補給水 ・ 配管用炭素鋼管 (白管)</p> <p>3) 冷却水 ・ 配管用炭素鋼管 (白管)</p> <p>4) 冷媒 ・ 断熱材被覆鋼管</p> <p>5) 空調用給水 ・ ステンレス鋼管 (SUS304)</p> <p>6) 空調用排水 ① 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・ 結露防止層付硬質塩化ビニル管 ② 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラーVP)</p> <p>図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>トランプの形式はフロートボール式 (床置型) ※ FRP製保温型</p> <p>1) 厚さ ※ 3.2mm ・ 4.5mm</p> <p>2) ばい煙濃度計 ・ 取付ける ・ 取付けない</p> <p>3) ばいじん量測定口 (80φ×2) ※ 取付ける ・ 取付けない</p> <p>4) 伸縮継手及び掃除口は図示による。</p> <p>投光器及び受光器は、送風器付きとする。</p> <p>標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。</p> <p>コイル通過後のケーシングに講じる表面結露対策は ※ 不要 ・ 図示による。</p> <p>風量30.000m³/hを超える機器の許容騒音レベルは、図示による。</p> <p>冷温水管の接続部 (往・還)にはボール弁を取付ける。 ※ 流量調整弁 ・ 定流量弁を取付ける。 (定流量弁の場合は ・ ダイアフラム式流量可変式 ・ カートリッジオリフィス形)</p> <p>床置形にはサブドレンパンを設ける。材質等はドレンパンに準ずる。</p> <p>インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。</p> <p>内外渡配線は、原則として冷媒管と共巻きとする。(エアコン含む)</p> <p>パッケージ形空気調和機の記載による。</p> <p>リモコンの系統区分は図示による。</p> <p>形式 ※ 渦流形 ・ 歯車形</p> <p>1) 据付け方法は ※ 標準図 (施工32) (二重殻タンク) ・ 標準図 (施工33) (タンク室有り)</p> <p>2) 保護被覆は ※ FRP ・ エポキシ樹脂 ・ アスファルト</p> <p>3) 遠隔油量指示装置 (液面計は (・ 抵抗変換式 ・ 磁変式) で (・ 屋内 ・ 屋外) より油量監視用)を取付ける。</p> <p>4) 基礎杭は ※ 不要 (但し杭は ※ 別途工事 ・ 本工事)</p> <p>5) 土留め工事は ※ 不要 ・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事)</p> <p>油面計はゲージ式 (側圧式)とする。</p> <p>1) ※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト</p> <p>2) 長方形ダクトは ・ コーナポルト工法 (共フランジ又はスライドオンフランジ) (ただし、長辺が1500mmを超えるものは アングルフランジ工法とする) ・ アングルフランジ工法</p> <p>3) 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを 1.6mm厚鋼板製とする。</p> <p>4) 厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」による。</p> <p>1) シーリングディフューザーの接続は標準図 (施工49)を参考とする。</p> <p>2) 接続するダクトの施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。</p> <p>3) 線状吹出口には、長さ+100×300×300Hの接続チャンパーを設ける。</p> <p>4) 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合は、雨水等を自然に排出できるように勾配をつける。</p> <p>原則、亜鉛鉄板製とする。</p> <p>・ グリスエクストラクター ・ グリスフィルター</p> <p>標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取り付ける。</p> <p>・ 空調機のサブライチャンパーからの分岐ダクト ・ 外気取入れダクト</p> <p>標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取り付ける。</p> <p>・ 空気調和機、全熱交換器廻りの運気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト</p> <p>機器付属以外の温度計は ※ バイメタル式温度計 ・ ガード付きL形温度計</p> <p>標準図によるほか図示した箇所に取り付ける。</p> <p>・ メカニカル形 ・ 風速センサー形</p> <p>1) エア溜まりを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置にエア抜き弁装置 (※ 手動 ・ 自動)を設ける。</p> <p>2) 自動エア抜き弁装置は、標準図 (施工38 (g))による。</p> <p>3) 機械室の手動式エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則として分岐部より2mとする。</p>	外気条件		室内 (調整目標値)				夏季	温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度	9時	30.9℃	64.0%	28.0℃	45%	℃	%	12時	34.3℃	52.0%	14時	35.2℃	50.0%	16時	34.7℃	51.0%	冬季	0℃	70.0%	19.0℃	成り行き	℃	%	<p>25. 消音内貼り</p> <p>1) 空調用の吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類とする。</p> <p>2) 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。</p> <p>3) 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として400×600とする。</p> <p>防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。</p> <p>日本冷凍空調工業会 (冷凍空調機器用水質ガイドライン)による。</p> <p>28. フィルターの予備品</p> <p>空気調和機器等はフィルターチャンパーの装着枚数の100%を予備品 (特付)として納める。ファンコイルユニットは総枚数の (・ 50% ・ 100%)に当たるフィルターを予備品 (特付)として納める。</p> <p>自動巻取り形及びグリーンフィルターは装着単位の100%を予備品として納める。</p>	<p>26. 防振基礎</p> <p>27. 空調用流体の水質基準</p> <p>28. フィルターの予備品</p>	<p>空気調和・換気設備</p> <p>1. ダクト</p> <p>2. 排煙口</p> <p>3. 排煙口開放及び復旧方式</p> <p>4. 排煙風量測定</p>	<p>※ 亜鉛鉄板製 ・ 鋼板製 (厚1.6mm)</p> <p>・ パネル形 (・ 天井取付 ・ 壁取付)</p> <p>・ スリット形 (・ 天井取付 ・ 壁取付)</p> <p>・ ダンパー形 (・ 天井内取付)</p> <p>電気式 (遠隔操作 ※ 不要 ・ 要)</p> <p>排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第4編 1.5.1表4.1.1.1による耐熱・耐火ケーブルとする。</p> <p>建築設備定期検査業務基準書2023年版 (一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。</p>	<p>1. システム構成・機能</p> <p>2. 自動制御機器</p> <p>3. 自動制御盤</p> <p>4. 中央監視制御装置</p> <p>5. 計装工事の配線</p>	<p>図示による。</p> <p>調節器等の取付け高さは ※ 1300mm</p> <p>屋内用キャビネットは ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製</p> <p>・ 有り (構成機能は図示による) ・ 無し</p> <p>1) 屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。</p> <p>天井隠べいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。</p> <p>2) 原則として、次の用途に使用する電線類はEMケーブルとし、規格は一般共通事項39.電線類の規格による。</p> <p>(機器、線類はこれによらずともよい)</p> <p>用途: ①電源線、接地線</p> <p>②電気式の調節器 (サーモ・ヒューミ等)用電線</p> <p>③各種検出器 (温度・湿度等)、操作器 (バルブ・ダンパー等)における弱電信号、通信線を除く制御線</p>	<p>1. 都市ガス設備</p> <p>2. 配管材料</p> <p>3. ガス漏れ警報器</p> <p>4. 充てん容器</p> <p>5. バルク貯槽</p> <p>6. ガスメーター</p> <p>7. 容器廻りの配管</p> <p>8. 容器転倒防止</p>	<p>ガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。</p> <p>1) 都市ガス ガス事業者の定めによる。</p> <p>2) 液化石油ガス 一般配管用 ・ 配管用炭素鋼管 (白管) 地中埋設用 ・ ポリエチレン被覆鋼管</p> <p>※ 不要</p> <p>・ 要 (取付け位置は図示による。外部出方端子 ・ 不要 ・ 要)</p> <p>警報器から制御盤、遮断弁までの電線類は別途工事とする。</p> <p>・ 10kg ・ 20kg ・ 50kg 本</p> <p>※ 借用 ・ 買取り</p> <p>・ 縦型 ・ 横型 最大充てん量 ____ kg</p> <p>・ 借用 ※ 買取り</p> <p>1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。</p> <p>2) 子メーター計量方式 (・ 直読 ・ 遠隔表示)</p> <p>施工方法は標準図 (施工73)の (a) ・ (b) ・ (c)</p> <p>施工方法は標準図 (施工74)の (a) ・ (b)</p>	<p>1. 処理種別及び方式</p> <p>2. その他</p>	<p>小規模合併処理 (・ 担体流動生物濾過方式 ・ 嫌気分離接触ろ床方式)</p> <p>・ 合併処理 (・)</p> <p>図示による。</p>	<p>1. システム構成その他</p> <p>2. 配管材料</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 量水器</p> <p>5. 雨水電動遮断弁</p> <p>6. 網かご形スクリーン</p> <p>7. 薬液注入装置</p>	<p>図示による。</p> <p>1) 一般配管用 ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PA) (SGP-FPA)</p> <p>2) 土間配管用 ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PD) (SGP-FPD)</p> <p>3) 地中配管用 ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP)</p> <p>図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>※ バルブ式 ・ 直読式</p> <p>※ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ バタフライ弁</p> <p>目録の有効期間は (※ 5mm ・ ____ mm)とする。</p> <p>構成その他は図示による。</p>	<p>冷媒の回収方法について</p> <p>冷媒の回収方法は次による。回収費・処分費は (※ 本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(1) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」に従って行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>・ 第1種フロン類充填回収業者の登録通知書 (都道府県知事登録)の写し</p> <p>・ 事前確認書の写し ・ 回収依頼書の写し ・ 引取証明書 ・ 破壊証明書の写し</p> <p>(2) ルームエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル「冷媒の回収は原則としてポンプダウンによる。」を行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>・ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券)の写し</p>	<p>石綿含有設備資材の処理について</p> <p>I. 石綿を含有する設備資材の撤去方法</p> <p>1. 工事受注者は、施工に先立ち以下の報告を行うこと。</p> <p>撤去に先立ち、「大気汚染防止法」の他「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき関係機関と協議を行い、監督職員に報告する。</p> <p>2. 各部位の撤去方法は、以下の内容及び撤去要領図を参考に、計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(1) ダクトフランジ部</p> <p>ダクトフランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1) ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等を施す。</p> <p>2) ダクトの切断は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>3) ダクト片側の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。</p> <p>(2) たわみ継手フランジ部</p> <p>たわみ継手フランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1) ダクト及び機器の切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等を施す。</p> <p>2) ダクト及び機器の切断は、フランジ部分の約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>3) ダクト及び機器の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施す。</p> <p>(3) 配管フランジ部</p> <p>配管フランジ部におけるガスケット撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1) 配管の切断は、フランジ部分にからぬ箇所において行う。</p> <p>(4) 成形保温材付き配管の曲線部</p> <p>成形保温材付き配管の曲線部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1) 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。</p> <p>2) ビニルシート等で成形保温材を包み配管表面でテープ止めとし密閉する。</p> <p>3) 配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>II. 石綿を含有する設備資材の処理方法 (※撤去費・運搬費・処分費は別途)</p> <p>(1) 処理に先立ち、関係機関と協議を行い計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(2) 石綿含有廃棄物であることを表示すると共に、石綿飛散防止対策として「大気汚染防止法」の他、「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき構外搬出適切処理とする。</p> <p>(3) 構外搬出適切処理後、監督職員へ報告書を提出する。</p> <p>(4) 石綿含有設備機器については、施設管理者及び監督職員と協議の上、適切に処理を行う。</p>	<p>フランジ外周部に飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等</p> <p>ダクト切断部 機器切断部</p> <p>石綿含有ガスケット</p> <p>成形保温材に飛散抑制剤の塗布</p> <p>成形保温材前後の保温材撤去</p> <p>配管切断箇所</p> <p>成形保温材付き配管撤去要領図 S=NS</p> <p>ダクト・たわみ継手フランジ部撤去要領図 S=NS</p>	<p>建築物解体工事 (機械設備の部)</p> <p>I. 工事概要 (解体工事の部)</p> <p>1. 工事内容 (解体工事の部)</p> <p>1) 特記仕様書 (機械設備の部) I. 2. 建物概要に記載された取り壊し建物等の撤去を行う。</p> <p>2) 上記撤去範囲部分は、地中埋設部分を含めて全て撤去する。</p> <p>アスファルト舗装及びコンクリート舗装の路盤撤去、埋め戻し・整地は別途建築工事とする。</p> <p>3) 本工事による撤去機器、配管及び樹類は、場内の指定場所に集積する。(図面は参考とする)</p> <p>(1) 建物については、</p> <p>① 重機作業に影響のある以下の機器を、建築工事の重機作業に先行して撤去する。</p> <p>図示された機器のうち、太線またはハッチング等により明示されたもの。(コンクリート基礎の撤去は建築に含む。)</p> <p>② 人体及び地球環境に影響を及ぼす冷媒等の回収・破壊処理を行う。</p> <p>フロンガスは「冷媒の回収方法について」による。</p> <p>③ 熱源の残油はタンク及び配管内を含み回収し、適切に処理するものとし、(※ 本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(2) その他の機器及び配管・樹類については、処理に関する記載のない事項は、全て重機による取り壊しとする。</p> <p>(3) 屋外埋設機器及び配管・樹類については全て撤去する。</p> <p>図示された樹類のうち、量水器樹、弁樹、散水栓BOX、ため樹、インパート樹は、建築工事の重機作業の後に機械設備にて撤去する。</p> <p>配管およびプラスチック樹は建築工事の重機作業に含む。</p> <p>(4) 給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う。</p> <p>4) 撤去する配管、ダクト (付属品含む)の保温材の分離は原則として中間処理上にて行う。</p> <p>5) 浄化槽内の汚泥採取、清掃、消毒を施工した後、撤去する。</p> <p>(浄化槽内の汚泥採取、清掃、消毒は施設管理者側で実施し本工事では実施しない)</p> <p>II. 工事仕様 (解体工事の部)</p> <p>1. 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部の「建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、特記仕様書 (機械設備工事の部)による。</p>	<p>トイレ洋式改修工事 (本郷保育所)</p> <p>特記仕様書 (工種別事項)</p> <p>M</p> <p>02</p>
	外気条件		室内 (調整目標値)																																																			
夏季	温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度																																																
9時	30.9℃	64.0%	28.0℃	45%	℃	%																																																
12時	34.3℃	52.0%																																																				
14時	35.2℃	50.0%																																																				
16時	34.7℃	51.0%																																																				
冬季	0℃	70.0%	19.0℃	成り行き	℃	%																																																



工事場所：本郷保育所
三原市本郷南五丁目

付近見取図



配置図 S=1/300

凡例
 改修対象建物を示す

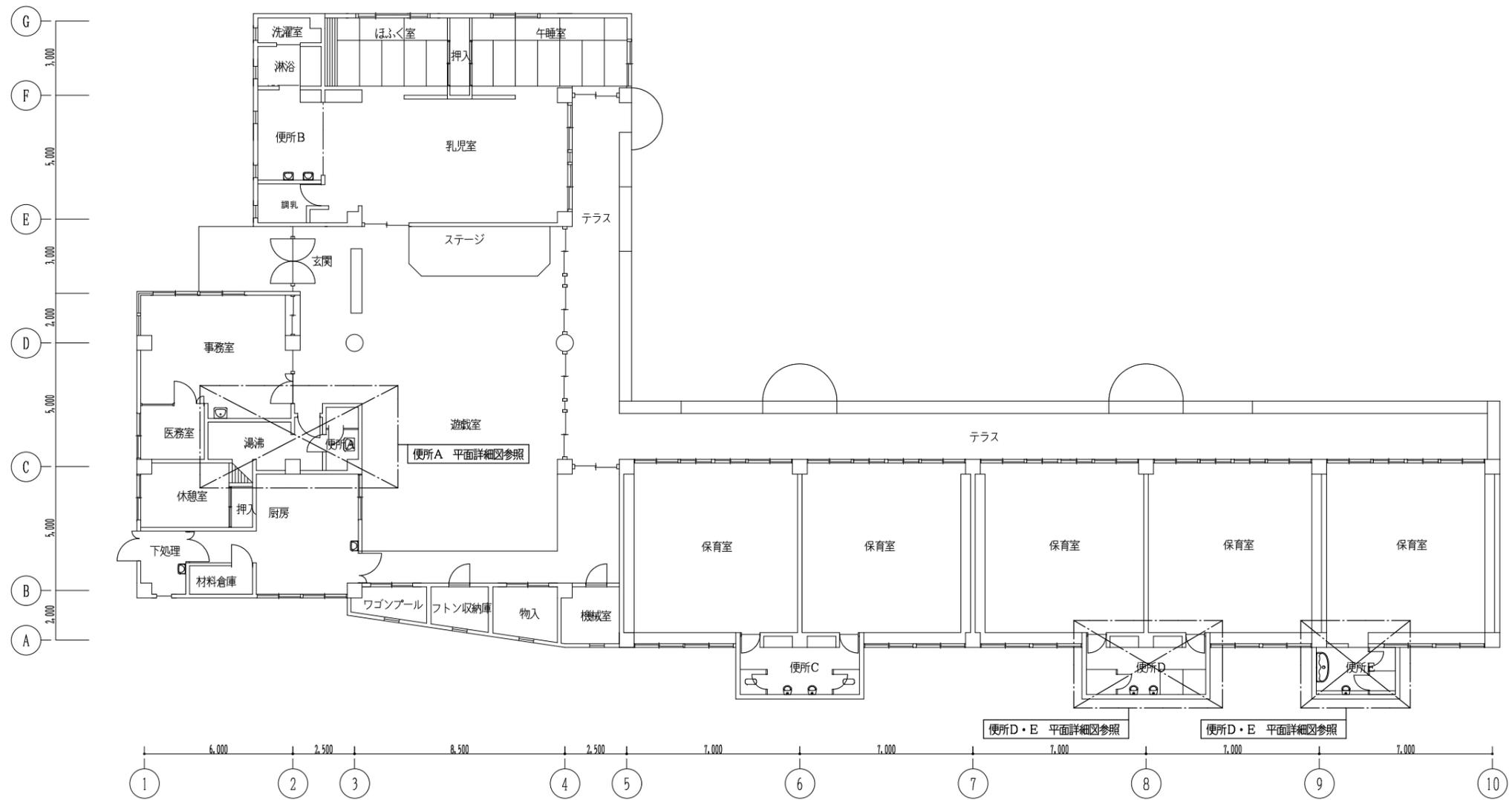
管種凡例			
記号	名称	仕	様
---	給水管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP) JIS K 6742	※改修後
		水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB) JWVA K 116	※改修前
	汚水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741	
	雑排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741	
---	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741	

株式会社 設備計画
 代表取締役 呼坂政明

工事名 トイレ洋式化改修工事 (本郷保育所)
 図面名 配置図 付近見取図 管種凡例

縮尺 S=1/300

図面番号
 M
 03

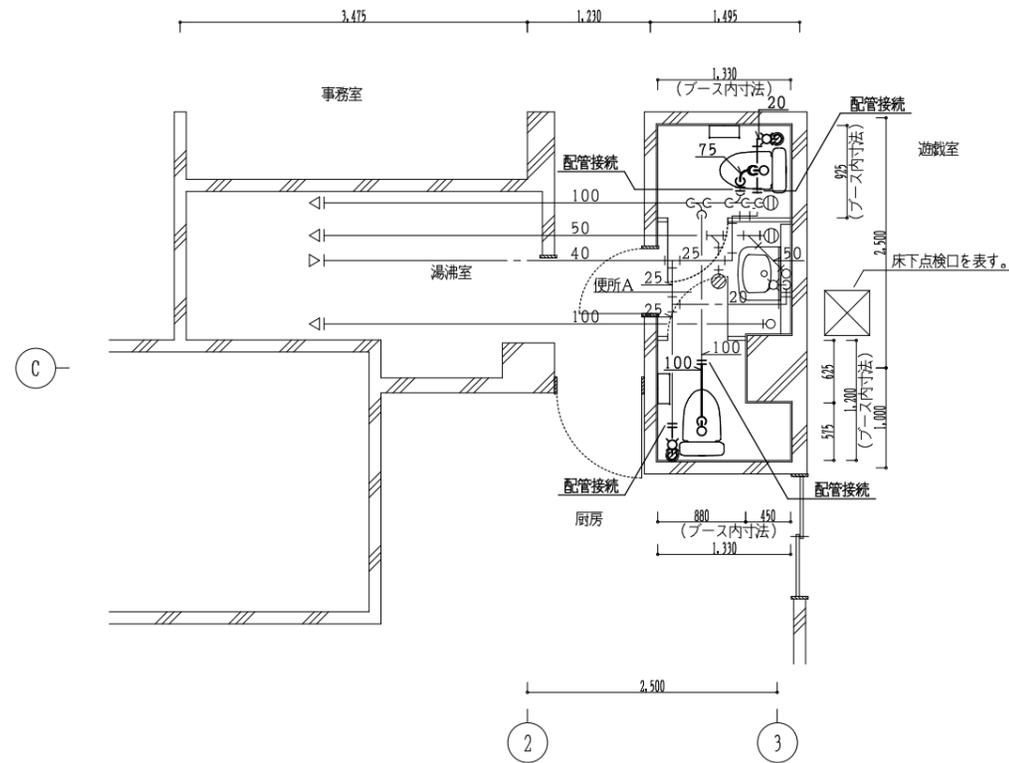


1階平面図 S=1/150

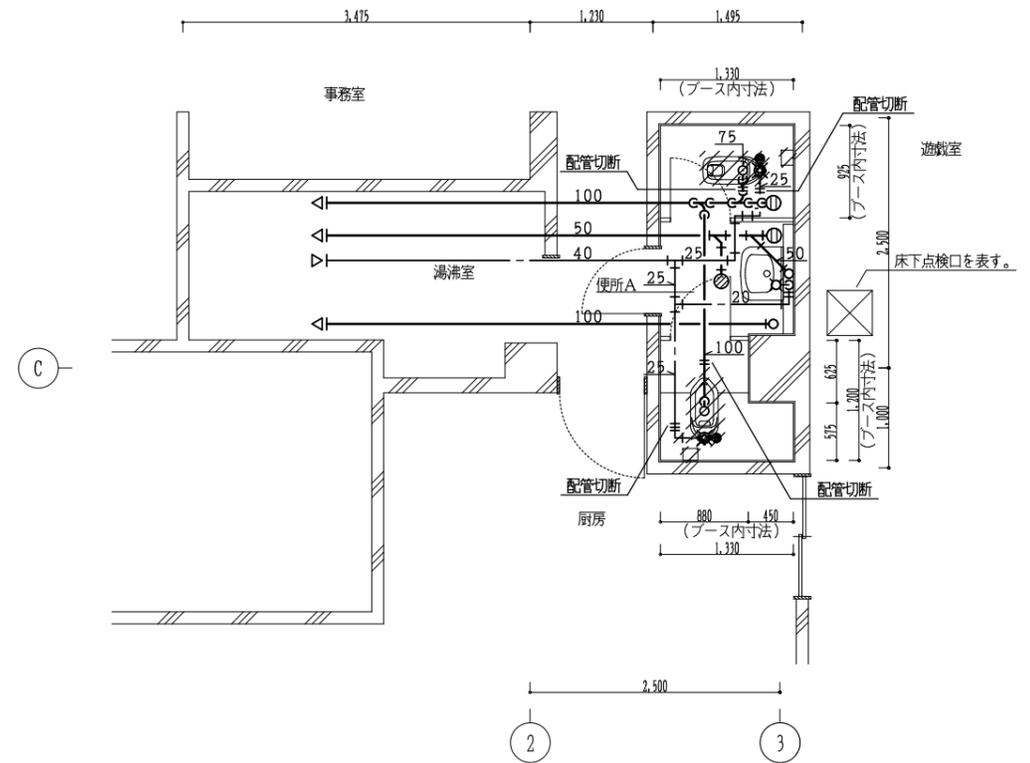
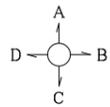
株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工事名 トイレ洋式化改修工事 (本郷保育所)	縮尺 S=1/150	図面番号 M
	図面名 衛生設備 1階平面図		04

器具表 (再取付)						
器具名	品番 (TOTO)	仕様	合計	便所 A	便所 D	便所 E
洋風大便器 (幼児用)	CS300B+TV560Q	床排水, 床給水 床置大便器 FV式	1			1
	TC30 YH64SR	普通便座 ※紙巻器 (SUS製) × 1ヶのみ新設				
器具表 (新設)						
器具名	品番 (TOTO)	仕様	合計	便所 A	便所 D	便所 E
洋風大便器	CFS498BYC	床排水, 床給水 床置大便器 フラッシュタンク式 ストレート止水栓	3	2	1	
	TCF226 YH64SR	暖房便座 (着座センサー), 棚付紙巻器 (2連, 樹脂製) ... AC100V				
洋風大便器 (乳児用)	CS310B+S300BK	床排水, 床給水 床置大便器 平付タンク式 ストレート止水栓	2		2	
	TC31R YH64SR	普通便座, 棚付紙巻器 (2連, 樹脂製)				
洋風大便器 (幼児用)	CS300B+TV560Q	床排水, 床給水 床置大便器 FV式	1			1
	TC30 YH64SR	普通便座, 棚付紙巻器 (2連, 樹脂製)				

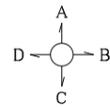
器具表 (取外し)					
器具名	仕様	合計	便所 A	便所 D	便所 E
洋風大便器 (幼児用)	床排水, 床給水 床置大便器 FV式	1		1	
	普通便座 ※紙巻器 (SUS製) 1ヶのみ撤去				
器具表 (撤去)					
器具名	仕様	合計	便所 A	便所 D	便所 E
和風便器	床排水, 壁給水 隅付ロータンク	2	2		
	紙巻器 (1連, SUS製)				
和風便器 (乳児用)	床排水, 壁給水 FV式	1		1	
	紙巻器 (1連, SUS製)				
洋風大便器 (乳児用)	床排水, 壁給水 床置大便器 FV式	1			1
	普通便座 紙巻器 (SUS製)				
和風便器 (乳児用)	床排水, 床給水 FV式	1			1
	紙巻器 (1連, SUS製)				

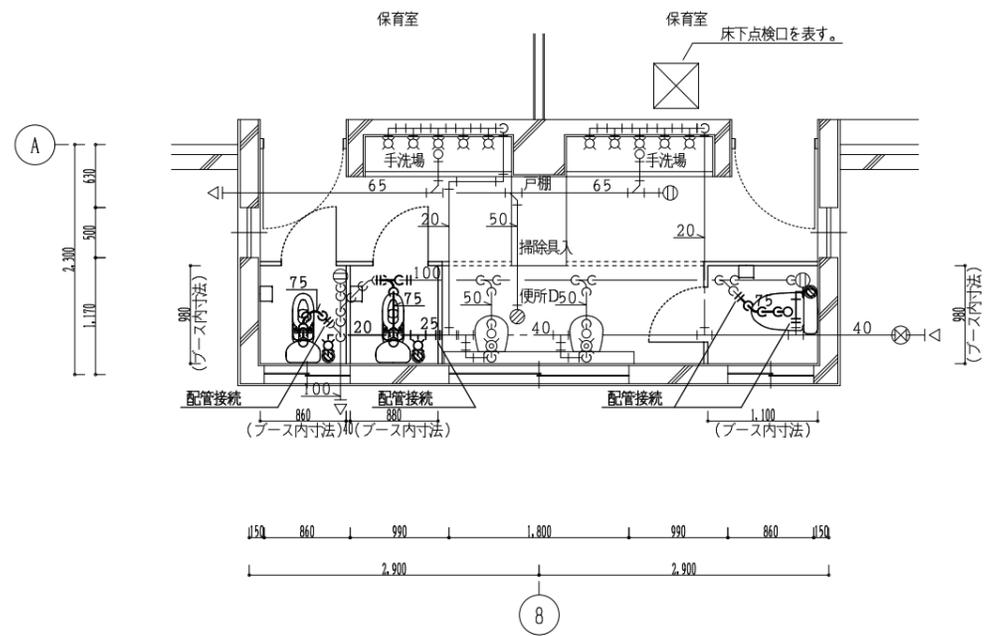


改修後 便所A平面詳細図 S = 1 / 50

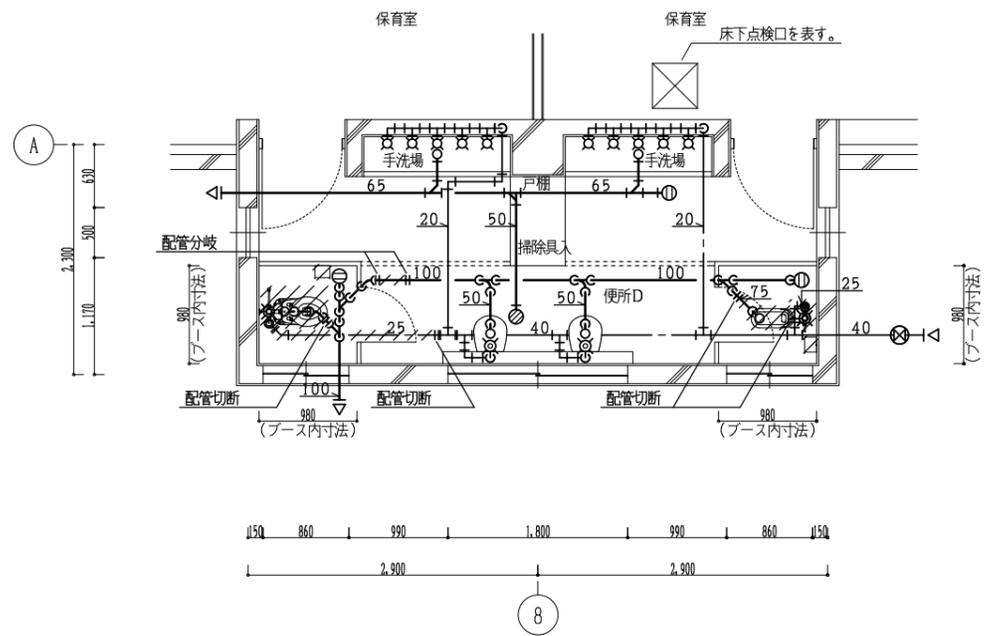


改修前 便所A平面詳細図 S = 1 / 50

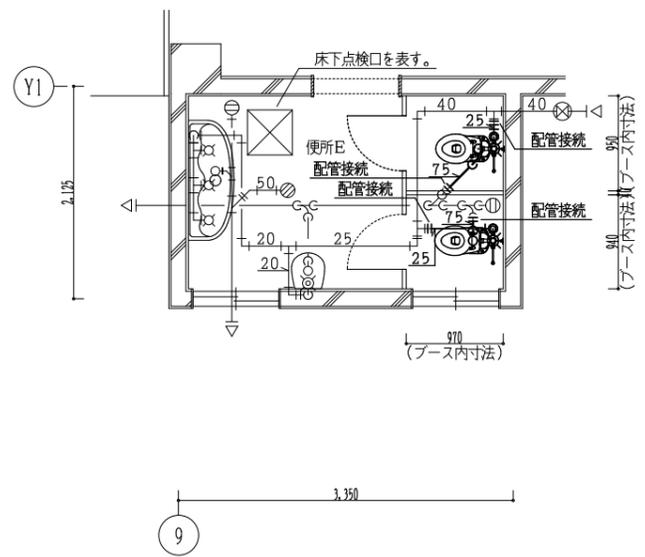




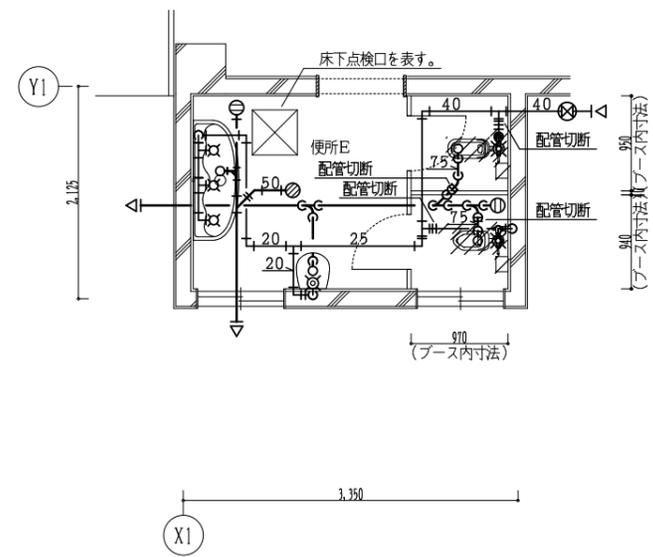
改修後 便所D平面詳細図 S=1/50



改修前 便所D平面詳細図 S=1/50



改修後 便所E平面詳細図 S=1/50



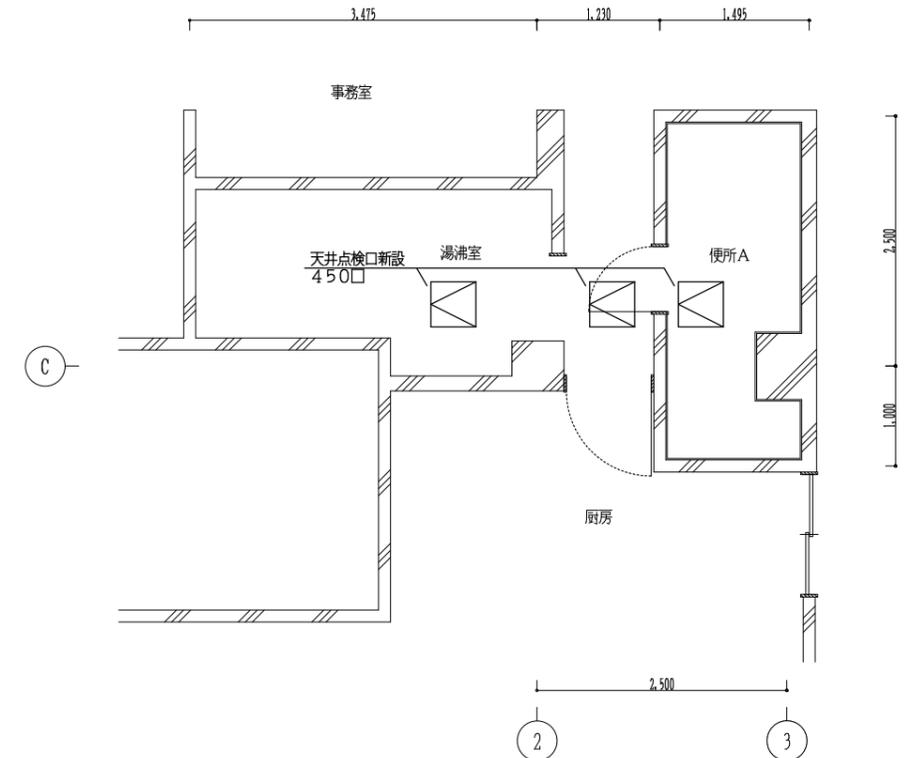
改修前 便所E平面詳細図 S=1/50

内部仕上表								
階	室名		床	下地	壁	下地	天井	下地
1	便所A	改修前	磁器モザイクタイル 丸形 <一部撤去> (カッター切共)	モルタル	半磁器タイル 100角 <一部撤去>	モルタル	ケイ酸カルシウム板 @=6.0 (目透かし) 不燃 ※アスベスト含有品	LGS
		改修後	磁器モザイクタイル 25角 <一部新設> (レベリングの上)	モルタル	半磁器タイル 100角 <一部新設> (※各所ビス穴等の不要箇所はコーキング補修とする)	モルタル	<在来のまま> <3カ所点検口新設>	LGS
1	便所D	改修前	磁器モザイクタイル 丸形 <一部撤去> (カッター切共)	モルタル	半磁器タイル 100角 <一部撤去>	モルタル	ケイ酸カルシウム板 @=6.0 (目透かし) 不燃 ※アスベスト含有品	LGS
		改修後	磁器モザイクタイル 25角 <一部新設> (レベリングの上)	モルタル	半磁器タイル 100角 <一部新設> (※各所ビス穴等の不要箇所はコーキング補修とする)	モルタル	<在来のまま>	LGS
1	便所E	改修前	磁器モザイクタイル 丸形 <一部撤去> (カッター切共)	モルタル	半磁器タイル 100角 <一部撤去>	モルタル	ケイ酸カルシウム板 @=6.0 (目透かし) 不燃 ※アスベスト含有品	LGS
		改修後	磁器モザイクタイル 25角 <一部新設> (レベリングの上)	モルタル	半磁器タイル 100角 <一部新設> (※各所ビス穴等の不要箇所はコーキング補修とする)	モルタル	<在来のまま>	LGS

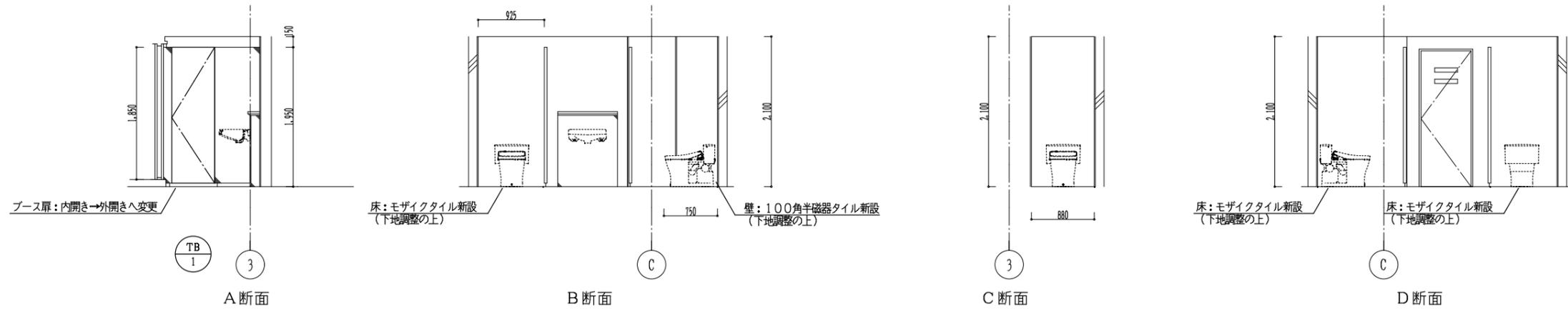
注)・室内各所養生・清掃を見込むこと。
・各種撤去後のビス穴補修としてコーキング処理を見込むこと。
・点検口新設部の天井材はアスベスト含有材のため再利用不可とする。

建具表 (改修前後)

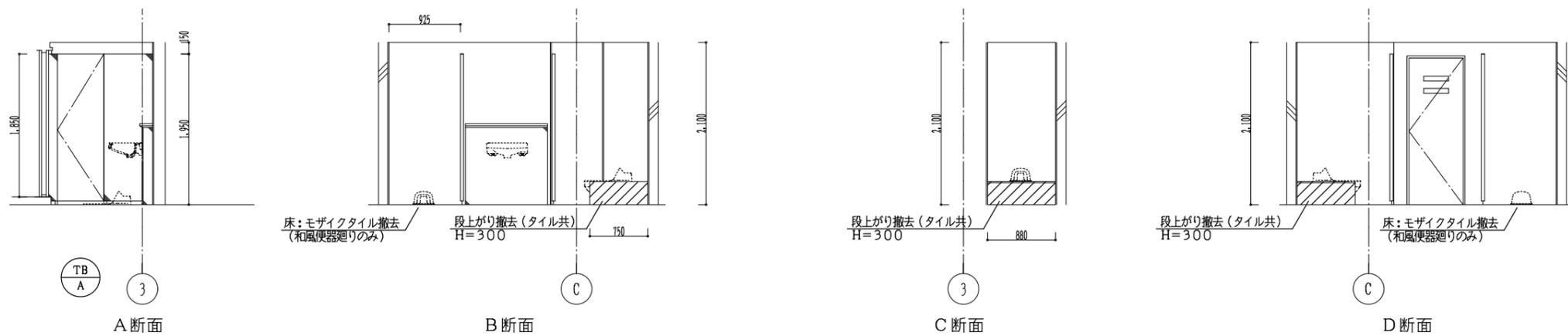
改修後	改修前	棟名称 階数	数量	新設扉寸法		既設扉寸法	
				W	H	W	H
(TB 1) 新設: 丁番型ヒンジ (上下共) スライドロック (表示付) 戸当りストッパー (外開き90度用) 既設再利用: トイレブース扉 袖側アルミエッジ	(TB A) 撤去: ヒンジ (上下共) スライドロック 戸当りストッパー 取外し: トイレブース扉 袖側アルミエッジ	便所A	1	-	-	600	1,800
		便所E	1	-	-	500	1,000
(TB 2) 新設: 丁番型ヒンジ (上下共) スライドロック (表示付) 戸当りストッパー (外開き90度用) トイレブース扉 袖側アルミエッジ	(TB B) 撤去: ヒンジ (上下共) スライドロック 戸当りストッパー トイレブース扉 袖側アルミエッジ	便所D	1	※図示による。			



改修後 便所A 天伏図 S=1/50



改修後 便所A展開図 S=1/50



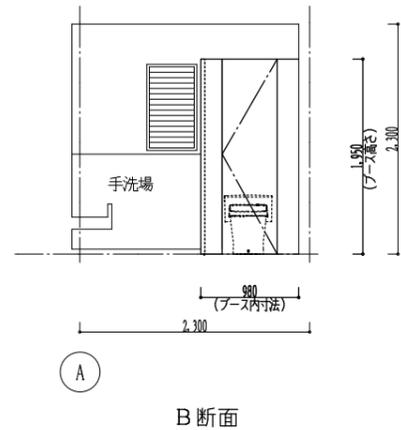
改修前 便所A展開図 S=1/50

株式会社 設備計画
代表取締役 呼坂政明

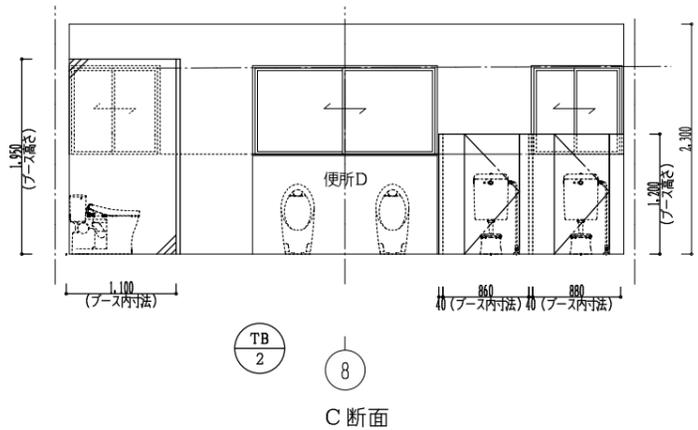
工事名 トイレ洋式化改修工事(本郷保育所)
図面名 建築工事 改修前後 便所A展開図

縮尺 S=1/50

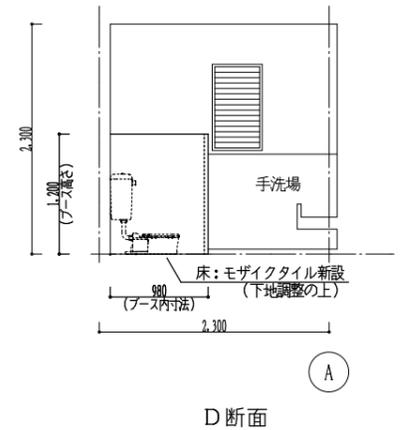
図面番号 M
08



B断面

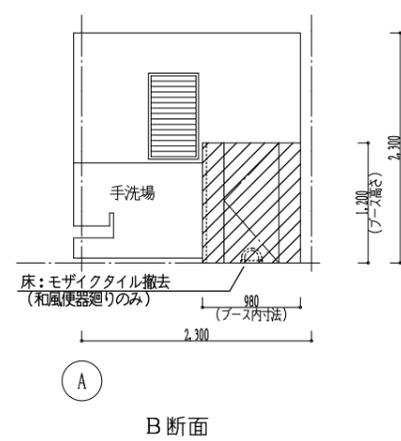


C断面

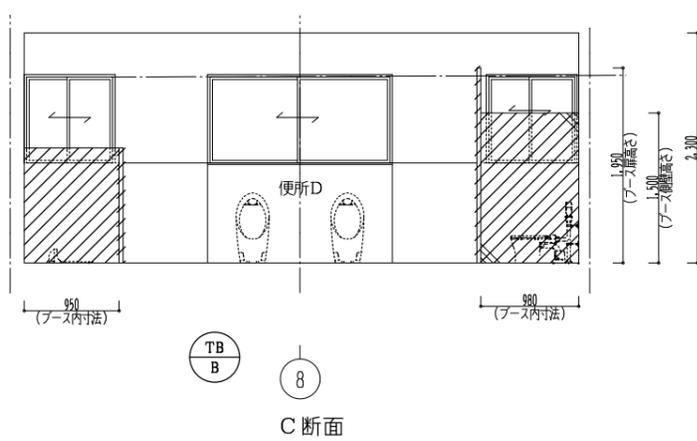


D断面

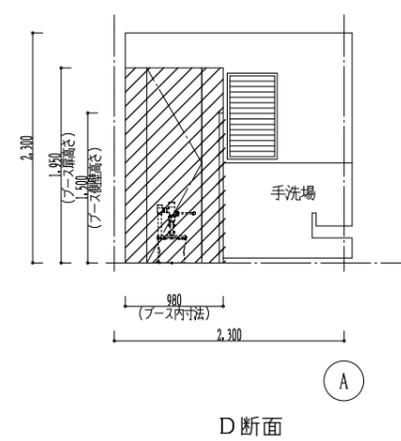
改修前 便所D展開図 S=1/50



B断面



C断面



D断面

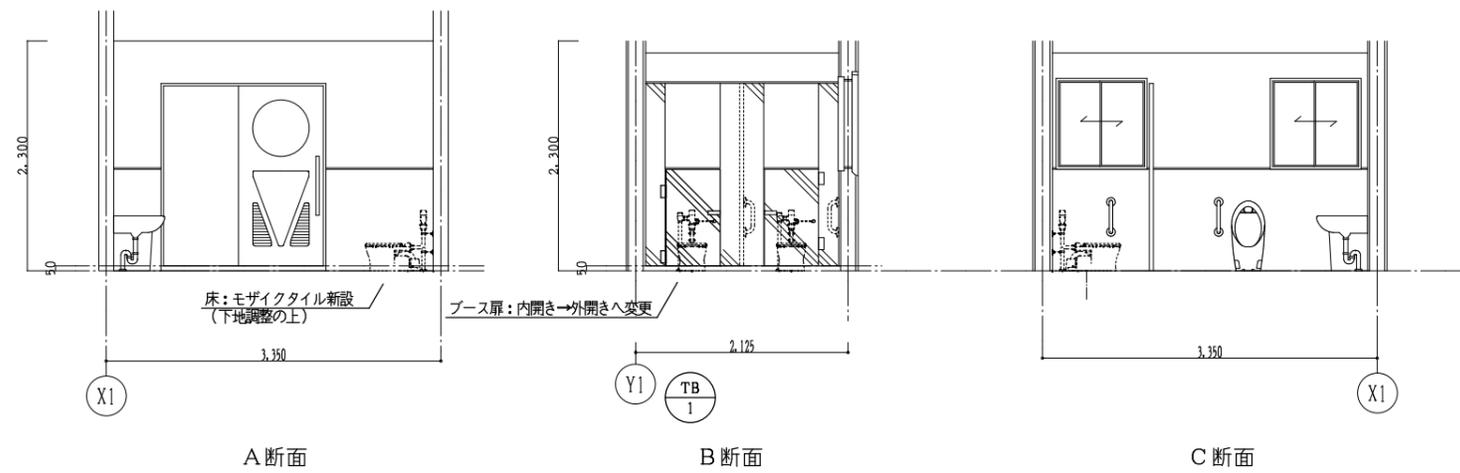
改修前 便所D展開図 S=1/50

株式会社 設備計画
代表取締役 呼坂政明

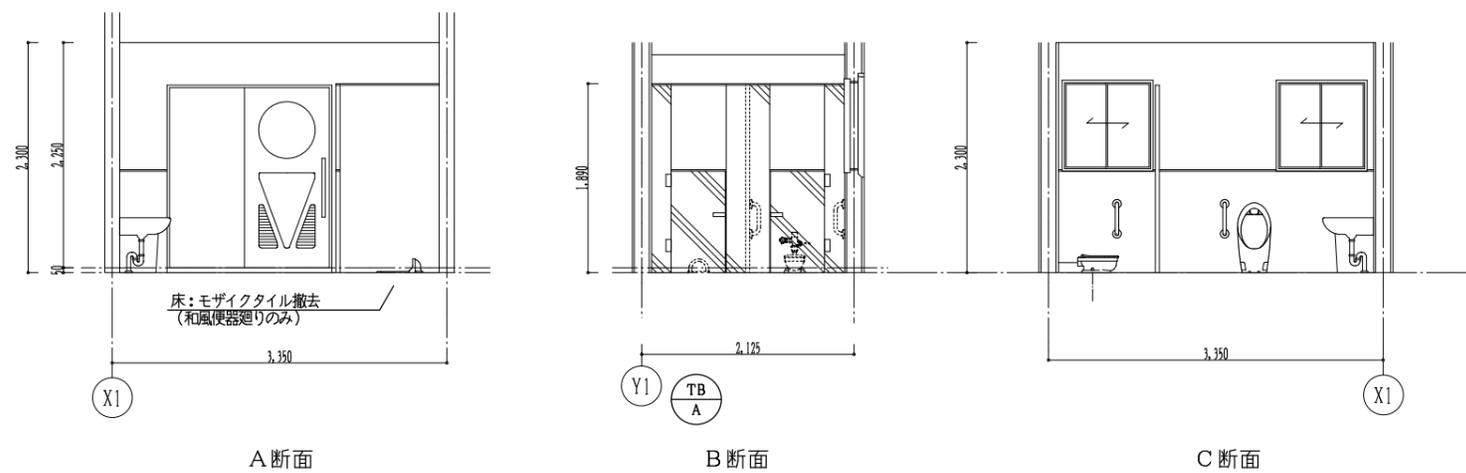
工事名 トイレ洋式化改修工事 (本郷保育所)
図面名 建築工事 改修前後 便所D展開図

縮尺 S=1/50

図面番号 M
09



改修後 便所E展開図 S = 1 / 50

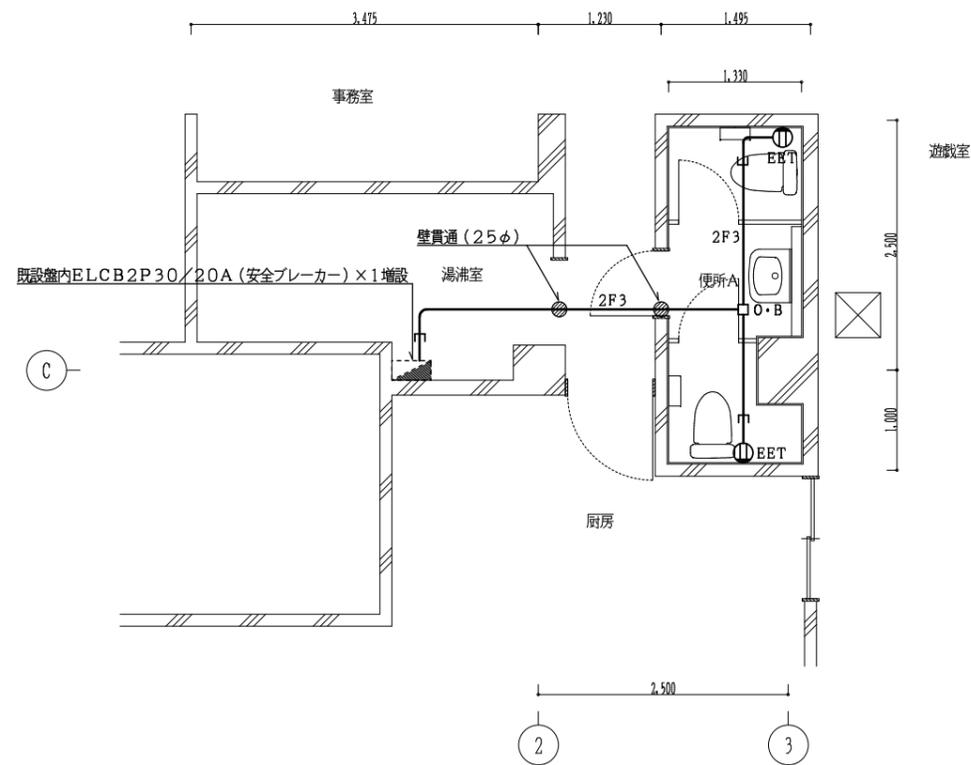


改修前 便所E展開図 S = 1 / 50

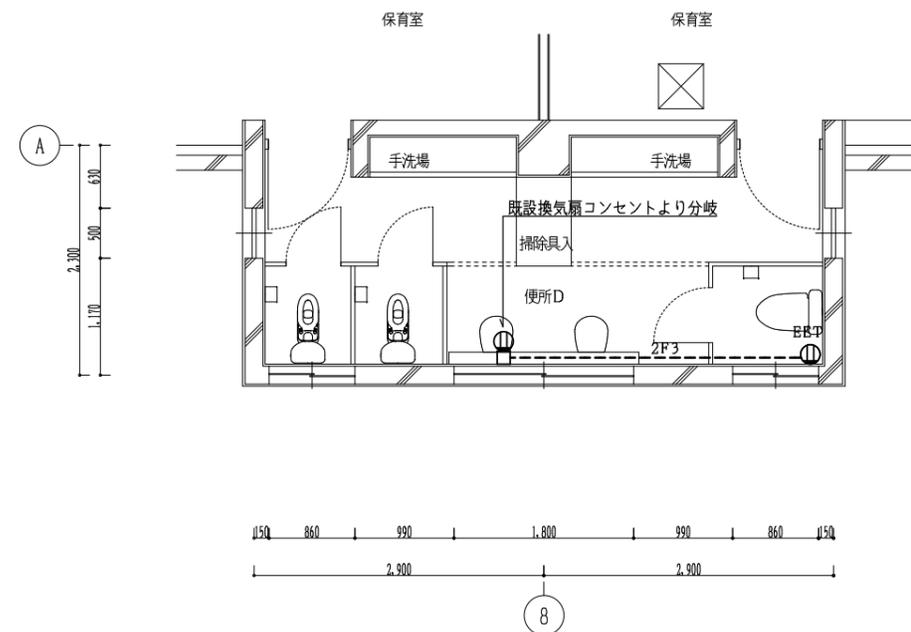
凡例	記号	名称	摘要
Ⓧ	EET	埋込コンセント	2P15A×1 接地極、接地端子付
□	O・B	アウトレットボックス	

配線特記

- 1) 図中記入なき配管配線は下記による。
- 2F3 --- EEF 2.0 - 3C (MM1-A)
 - 2F3 — EEF 2.0 - 3C (天井内ころがし)
 - 2F3 — EEF 2.0 - 3C (MM1-A)



改修後 便所A平面詳細図 S=1/50



改修後 便所D平面詳細図 S=1/50

参 考 数 量 書

工 事 名 称 トイレ洋式化改修工事 (本郷保育所)

[工事概要]

三原市本郷南五丁目

用途, 構造, 面積	洋風大便器 7箇所
工 事 範 囲	一 式
別 途 発 注 工 事	な し
工 期	契約締結日の翌日から 令和 8年3月31日までを工期とする.
一 般 事 項	

《工事予算内訳》 設 計 金 額 ￥ (税込み)

〈内 訳〉

区 分	金 額	摘 要
工 事 価 格		
消 費 税 額		
設 計 金 額		

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

機械設備工事 別紙明細

機械設備工事		発生材処理				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
スクラップ		1	式			別紙 00-0007
鉄屑	H2	0.03	t			
黄銅		12.6	kg			
計						
発生材処分		1	式			別紙 00-0008
コンクリート塊処分		0.23	t			
廃プラ処分		0.02	t			
ガラス・陶器くず処分		0.02	t			
アスベスト含有建材		0.01	t			
計						

建築工事 別紙明細

建築工事		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
墨出し		1	式			別紙 00-0010
墨出し(内部改修)	複合改修	7	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0011
養生(内部改修)	塗装塗替え程度	7	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0012
整理清掃後片付け(内部改修)	塗装塗替え程度	7	m ²			
計						

電気設備工事 別紙明細

電気設備工事		電灯設備	コンセント分岐			
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
開閉器		1	式			別紙 00-0017
ブレーカー	ELB2P30/20A	1	個			
計						
配線器具		1	式			別紙 00-0018
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×1 (接地極 接地端子付 一体形) 125V	3	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×1 - 125V	1	個			
計						
ケーブル		1	式			別紙 00-0019
600Vホリゾン絶縁 耐燃性ホリゾンシース ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm- 3C 管内	9	m			
600Vホリゾン絶縁 耐燃性ホリゾンシース ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm- 3C ピット・天井	4	m			
計						

電気設備工事 別紙明細

電気設備工事		電灯設備		コンセント分岐		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
金属線び		1	式			別紙 00-0020
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	9	m			
1種金属線び(MM1) 附属品	A型(25.4mm) コナボックス	3	個			
1種金属線び(MM1) 附属品	A型(25.4mm) 1個用スイッチボックス	4	個			
計						
ボックス類		1	式			別紙 00-0021
合成樹脂製 アウトレットボックス(カバー付)	中四角 浅型 D44	1	個			
計						
はつり工事		1	式			別紙 00-0022
機械はつり(ダクト カッターによる 配管用貫通口)	100~150mm 25mm	2	か所			
計						

